







（5）人権侵犯事件は四二件、法務局において、昨年取り扱った人権侵犯事件は七七九四件にものぼっています。

部落差別の解消 同和問題は、日本国憲法に保障された基本的人権にかかるものばかりです。

## 市内の人権擁護委員

氏名	住所	電話
坂口 田鶴	薬師二丁目	54 6224
中島 晃	下荒田三丁目	54 0419
福田 敏之	草牟田一丁目	22 4586
高木 良雄	山田町	64 5550
村田 繼男	平之町	22 1775
保澤 末良	城山町	25 3266
緒方 文如	下竜尾町	47 5255
小田 愛子	長田町	23 4357
森 澄子	薬師二丁目	54 6006
上妻ミサヲ	紫原一丁目	57 2845
島畑 利雄	原良町	58 0748
下蘭 卓郎	紫原三丁目	51 2692
古市 時志	上福元町	68 5868
秋葉 重貴	吉野町	47 2046

## 困ったときは…

日常生活中で、法律上どのようになるかわからなくて困った。こうした経験はありませんか。たとえば家庭内では、姑の嫁いだらうかと感じたり、夫や、その他現実的には、まるで生活する権利をもつていて、まだ男子と肩を並べるまでに至っていません。男女平等の精神に立つて婦人の地位向上を図りましょう。

日常生活の中で、法律上どのようになるかわからなくて困った。こうした経験はありませんか。たとえば家庭内では、姑の嫁いだらうかと感じたり、夫や、その他現実的には、まるで生活する権利をもつていて、まだ男子と肩を並べるまでに至っていません。男女平等の精神に立つて婦人の地位向上を図りましょう。

『基本的人権の尊重』――これは、日本国憲法が定める基本原則の一つですが……。今日、私たちは、その「人権」という文字を、テレビや新聞などで、一日として目にしないことはありません。

それほどに、人々の人権意識は高まり、民主主義もすっかり定着したかに見えるので、その一方では、今なお、就労や、その他の現実的には、まるで生活する権利をもつていて、まだ男子と肩を並べるまでに至っていません。男女平等の精神に立つて婦人の地位向上を図りましょう。

## 婦人の地位向上

婦人の地位は、年々向上してきていますが、今なお、就労や、その他の現実的には、まるで生活する権利をもつていて、まだ男子と肩を並べるまでに至っていません。男女平等の精神に立つて婦人の地位向上を図りましょう。

## 部落差別の解消

同和問題は、日本国憲法に保障された基本的人権にかかるものばかりです。

## 基本的人権の尊重はみんなの願い

## 人権週間12月4日～10日



啓発ポスター

人権の尊重については、国際的にも広くから関心が払われ、国連は昭和二十三年十二月十日第三回国連総会で、世界人権宣言を採択し、この日を「人権デー」としています。

これを受けて、我が国でも毎年十二月四日から十日までの一週間を「人権週間」として定め、次の三つを重点目標に運動をすすめています。

## 人権の共存

人権侵犯事件の多くは、自己の権利のみを主張するあまり、他人の立場を尊重することを失念したり、無視したことによる結果です。社会生

活は一人一人が勝手にできるものではなく、互いに連帯してこそ平和に暮らせるもののです。互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

この人権週間を契機に、あなたさまのまわりで人権が侵害されているのか、またあなた自身が他人の人権を侵犯していないか――気をつけみてください。そして、みんなが心から生きる喜びを感じる世の中にするためには、すべての人が人権を尊重し合い、私たち自身の問題として、どんな小さな差別も許さない態度こそ大切ではないでしょうか。

あなたのまわりで人権が侵害されています。そして民主主義の世の中といわれている現代においても憲法に保障されている基本的人権が侵害され、とくに近代社会の原理として、誰にでも保障されているはずの市民的権利や自由、すなわち、職業

選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が完全に保障されていないというもともと深刻で、しかも重大な社会問題を同和問題として扱うべきと考えられます。この同和問題解決のための基本の方策である「答申」の前文に、「いまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であります。」とあります。

えで、昭和四十年に出された「同和対策審議会答申」をぬきにしてはとうてい考えられません。この同和問題解決のための基本の方策である「答申」の前文に、「いまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であります。」とあります。

今日の同和問題を考えるうえで、昭和四十年に出された「同和対策審議会答申」をぬきにしてはとうてい考えられません。この同和問題解決のための基本の方策である「答申」の前文に、「いまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であります。」とあります。

今日の同和問題を考えるうえで、昭和四十年に出された「同和対策審議会答申」をぬきにしてはとうてい考えられません。この同和問題解決のための基本の方策である「答申」の前文に、「いまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であります。」とあります。

今日の同和問題を考えるうえで、昭和四十年に出された「同和対策審議会答申」をぬきにしてはとうてい考えられません。この同和問題解決のための基本の方策である「答申」の前文に、「いまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であります。」とあります。

今日の同和問題を考えるうえで、昭和四十年に出された「同和対策審議会答申」をぬきにしてはとうい

うべきです。この同和問題解決のための基本の方策である「答申」の前文に、「いまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であります。」とあります。

今日の同和問題を考えるうえで、昭和四十年に出された

